

実験用動物（カニクイザル） 16頭
（配送費、検査費用を含む）

仕 様 書

滋賀医科大学会計課契約係

令和6年8月

TEL:077-548-2036

I. 仕様書概要説明

1. 調達背景及び目的

本学動物生命科学研究センター（以下「動物センター」という。）は、基礎および応用医科学研究の向上発展に資することを目的とする学内共同教育研究施設である。本学はカニクイザルの人工繁殖技術を確立しており、令和4年10月AMED SCARDAより感染症ワクチン研究拠点形成のためのサポート機関として採択された。本学はワクチン研究のフラッグシップ拠点とシナジー拠点にカニクイザルを提供する役割を担うと共に、動物センター感染実験室において感染実験を行う。当初は10～20頭/年のカニクイザルを供給する計画であったが、50頭/年への増加をSCARDAより要請され、追加予算の支援を令和5年から受けている。人工繁殖による50頭/年の供給体制構築の一環として、政府調達による雌カニクイザルの調達を進めているが、調達を進めているサルは1.5歳以上5歳未満のため性成熟し繁殖に活用できる迄には個体によっては購入後最低2年程度の時間を要する。

性成熟した6～8歳のカニクイザルは、人工繁殖のための卵細胞ドナーあるいは胚移植のための仮親としてすぐに活用可能であり、即戦力と言えるものである。また、そのような年齢のサルは性周期が安定しているため、計画的な胚移植が可能であり、若齢サルよりも妊娠成功率が高いという利点がある。令和8年度以降の50頭/年の供給計画を遵守する上で即戦力となるサルの計画的な調達が必要となる。

以上の目的を達成するために、以下の仕様に合致した個体の調達を行う必要がある。

2. 調達物品及び数量

実験用動物（カニクイザル） 16頭

3. 要求要件の概要

- (1) 本調達物品に係る特質等の要求要件は「II. 調達物品に備えるべき要求要件」に示すとおりである。
- (2) 「II. 調達物品に備えるべき要求要件」は、すべて必須の要求要件である。
- (3) 必須の要求要件は本学が必要とする最低限の要求要件を示しており、入札物品の特質等がこれを満たしていないとの判定がなされた場合には、不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- (4) 入札物品の特質等が要求要件を満たしているか否かの判定は、本学技術審査職員が入札説明書で求める、入札物品に係る技術仕様書を含む提出資料の内容を審査して行う。

4. その他

(1) 提案に関する留意事項

- ①提案に関しては、提案する物品が本仕様書の要求要件をどのように満たすか、あるいはどのように実現するのかを、要求要件ごとに具体的かつわかりやすく、資料等を添付する等して説明すること。従って、審査するに当たって提案の根拠が不明確、説明が不十分で技術審査に重大な支障があると本学技術審査職員が判断した場合は、要求要件を満たしていないものとみなす。
- ②提出資料等に関する照会先を明記すること。
- ③提案された内容等について、問い合わせやヒアリングを行うことがある。
- ④提案する物品が仕様を満たしていることを、提出書類のどの部分で証明できるか、参照すべき箇所を明記すること。参照すべき箇所がカタログ、図面、仕様書等である場合には、アンダーラインを付したり、余白に大きく矢印を付したりすることによって当該部分をわかりやすく明示すること。

(2) 搬入に関する留意事項

搬入スケジュールについては、本学と協議し決定すること。

II. 調達物品に備えるべき要求要件

(調達物品の特質に関する要件)

1. 実験用動物（カニクイザル）は以下の要件を満たすこと。

- 1-1 個体の産地を証明するものを添付すること。
- 1-2 以下の特質をもつこと。
 - 1-2-1 メスであること。
 - 1-2-2 6歳以上9歳未満であること（生年月日が明確であることが望ましい）。
 - 1-2-3 3.0Kg以上であることが望ましい。
 - 1-2-4 妊娠歴のないこと。
 - 1-2-5 エボラ出血熱、マールブルグ病、Bウイルス病、サル水痘症、結核、サルモネラ菌、赤痢菌、赤痢アメーバ、蠕虫病等の疾患に関連する病原体、抗体あるいは寄生虫卵検査がマイナスであること。また、それを確認できる公的機関の証明書を添付すること。ただし、出荷国で上記ウイルス抗体検査が出来ない場合は、出荷予定個体の血清を（財）予防衛生協会に直接送付し検査した証明書でよい。
 - 1-2-6 原産地は中国またはカンボジアであること。
 - 1-2-7 その他、外貌上の異常はなく、異常行動もないこと。

(調達物品の特質以外に関する要件)

2. その他

- 2-1 本学で実施する国内導入検査実施の時点において、条件に合致しない個体があった場合は、対処法について協議すること。
- 2-2 本学職員による検収終了までに死亡（疾患以外に、摂餌、摂水不良等による死亡）した時は、対処法について協議すること。
- 2-3 本学で実施する国内導入検査完了後、本学職員による検収をもって物品の納入完了とする。
- 2-4 搬入は、令和6年12月13日までの1回とする。
- 2-5 保管所から本学動物生命科学センターまでの、輸送等に関わる一切の業務を行うこと。
- 2-6 個体の搬入については、本学の研究・教育等業務に支障をきたさないよう、本学職員と協議のうえ行うこと。
- 2-7 輸送に要したサルのケージ等は、供給者が責任を持って処分すること。